

資料 2

令和 3 年度 第1回柏市国民健康保険運営協議会資料

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の対応について

令和 3 年 8 月 5 日（木）
市民生活部 保険年金課

目 次

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について	1	3 ページ
新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について	2	4 ページ
新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について	3	5 ページ
新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について	4	6 ページ
傷病手当金について	1	7 ページ
傷病手当金について	2	8 ページ
傷病手当金について	3	9 ページ
【参考】令和3年度の対応について（主な変更点）		10 ページ

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について 1

【対象世帯】

(ケース1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者がお亡くなりになった世帯又は重篤な傷病を負った世帯

(ケース2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の要件（1から3まで）に全てに該当する世帯

- 1 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の**10分の3以上**であること。
- 2 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額が**1000万円以下**であること。
- 3 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**であること。

（注意）主たる生計維持者とは、原則的に世帯主とする。ただし、同一世帯内の他の国民健康保険の加入者が主として生計を維持している場合においては、その者を主たる生計維持者としてみなす場合がある。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について 2

減免額

(ケース1) 全額免除

(ケース2) 対象保険料額 $(A \times B / C)$ $\times$ 減免割合(D)

対象保険料額 $(A \times B / C)$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

(注意) Bが0円 (マイナスも含む) の場合は、上記計算式にあてると減免額は0円になります。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について 3

【減免割合について】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の 8
550万円以下であるとき	10分の 6
750万円以下であるとき	10分の 4
1000万円以下であるとき	10分の 2

(注意) 世帯の主たる生計維持者の事業の廃止等の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、減額又は免除の割合を10分の10として算定する。

【令和元年度分】

普通徴収の場合は第9期、10期分。特別徴収の場合は、令和2年2月の年金から差し引いた分

(注意) 加入の届出が遅れた世帯の対象保険料額に係る算定式中のAの保険料額については、令和2年2月分及び同年3月分の保険料を月割りで計算した額になる場合がある。

【令和2年度分】

令和2年度中に納期限が設定された全ての納期分

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について 4

令和2年度減免申請件数

(単位：件)

R3.3.31現在

申請件数① (②－③)	910	受付件数 ②	914	欠番	4	未処理	0
----------------	-----	-----------	-----	----	---	-----	---

年度	件数 ④＋⑦	(参考) 賦課無し	承認 ④	減免額 ⑤＋⑥	内訳			減免決定事由内訳							不承認 ⑦	不承認理由								
					医療分＋支 援分 ⑤	介護分 ⑥	(介護分 件数)	死亡、 重篤	事業廃 止・失 業	所得 300万 以下 (10割)	所得 400万 以下 (8割)	所得 550万 以下 (6割)	所得 750万 以下 (4割)	所得 1000 万以下 (2割)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
R1	722	188	609	20,544,000	17,887,066	2,656,934	403	0	8	478	63	36	16	8	113	3	12	61	0	0	8	25	3	1
R2	896	14	774	131,305,700	115,059,200	16,246,500	483	0	26	591	88	45	16	8	122	3	13	66	0	0	9	26	4	1

【不承認理由】

- (1) 添付書類の不備のため
- (2) 世帯の主たる生計維持者の令和2年中に減少が見込まれる収入が、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）ではないため
- (3) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3に満たないため
- (4) 世帯の主たる生計維持者の所得が、減免要件を満たさないため
- (5) 収入の減少が見込まれる者が世帯の主たる生計維持者ではないため
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少であると明確に判断できないため
- (7) 世帯の主たる生計維持者の減少見込の事業収入等について、令和元年の所得が0又はマイナスであるため
- (8) 非自発的失業者の軽減制度の対象のため
- (9) その他

傷病手当金について 1

1. 条例の一部改正及び事業費の補正対応

(1) 傷病手当金制度施行までの経緯

令和2年5月1日 柏市国民健康保険運営協議会委員に対し、条例改正案の説明及び意見聴取

5月8日 市議会令和2年第1回臨時会開催

柏市国民健康保険条例の一部改正の議案及び補正予算の議案を提出

同日に全員賛成で可決成立

5月9日 公布

(2) 周知の方法及び媒体

①市のホームページにて、制度の案内と申請様式の掲載

②「広報かしわ」への掲載（令和2年6月1日号に掲載）

③納付相談時など、窓口での周知

2 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、柏市国民健康保険の被保険者のうち被用者（雇用されている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われた場合を含む）、その療養のため労務に服することができなかった期間の生計費の保障を行うため、傷病手当金を支給する。

傷病手当金について 2

3 対象者

柏市国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、療養のために労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いがされていない方

4 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目＝支給対象となる初日）から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日数（最長1年6カ月）

5 支給額

$$（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 \div 就労日数） \times 3分の2 \times 支給対象となる日数$$

【補足】

給与等の全部又は一部を受けることができる方は、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給されない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、算定された傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給

給与等とは所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く

支給額の上限は、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額とする

傷病手当金について 3

6 適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日まで（現在も期間延長中）

※ 令和3年5月18日付厚生労働省保険局の通知にて、財政支援の延長が図られたことから、適用期間の終了日について令和3年9月3日まで延長している。なお、支給対象となる期間の開始日が適用期間内にあることが支給の要件となる。この要件を満たしている場合は、支給対象の終期が適用期間後であっても支給対象となる

7 予算額及び国の財政支援

予算額：17,400,000円（令和2年第1回臨時会）

国の財政支援：傷病手当金支給額の全額を特別調整交付金で補填

8 令和2年度支給件数及び支給額

支給決定件数：21件19名（勤務先が2か所の申請者2名）

支給金額：1,898,500円

【参考】令和3年度の対応について（主な変更点）

1 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について

① 減免対象となる保険料

令和3年度保険料で令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定された全ての納期分

② 国の財政支援

- ・ 減免額の一部を特別調整交付金で補填

③ 財政支援の割合

- ・ 保険料減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上の場合 10/10
- ・ 保険料減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満の場合 6/10
- ・ 保険料減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%未満の場合 4/10

2 傷病手当金について

① 適用期間

- ・ 令和3年9月30日まで適用期間を延長

② 令和3年度当初予算額

- ・ 8,300,000円